

○少年相談の実施要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 1 0 号 〕

少年相談の実施要領

第 1 制定の目的

少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、その内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

警察本部においては生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）、警察署においては生活安全課長（刑事生活安全課にあつては生活安全係長）が少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括することとし、少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を受理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

第 3 少年相談の取扱い

少年又はその保護者等から少年相談があったときは、原則として少年相談担当者が取り扱うものとし、少年相談担当者以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年相談担当者に引き継ぐものとする。ただし、当該少年相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、警察署長等に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上、自ら当該少年相談を処理することができる。

第 4 少年相談の措置

- 1 少年相談担当者は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。
- 2 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められるときは、警察署長等に報告の上、対象少年の保護者等と連絡を取り、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言その他の援助を行

うものとする。ただし、対象少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人と連絡を取り、指導、助言その他の援助を行うものとする。また、この場合に、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。なお、対象少年に対して相当期間継続して指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握した上、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど継続的に指導、助言その他の援助を行うほか、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関等が対象少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームを効果的に活用するものとする。

- 3 少年相談に関して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等、相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第5 警察本部による警察署に対する支援強化

人身安全・少年課長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適当と認められる相談等については、生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンターが主体となって少年補導職員の派遣や関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うこと。

第6 留意事項

- 1 少年相談は、少年相談担当者等の職員が配置された施設内において行うことが原則であるが、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。
- 2 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密保持については特に配慮するものとする。
- 3 警察本部及び警察署においては、少年相談の利用を促進するため、積極的に広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入口等に少年相談室である旨の表示を掲げるものとする。
- 4 少年相談を推進するに当たっては、大学において心理学、教育学又は社会学を専修した者を少年相談担当者として配置するように努めるとともに、少年相談担当者が少年相談に関する教育や研修を受けられるように配慮し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配慮し、少年相談の処理体制

の充実を図るものとする。

第7 記録等

受理した少年相談については、山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第18号）第18条に定める少年相談簿（第4号様式）を備え付け、相談者、相談内容、措置等を記録するとともに、警察署長等に対し、当該処理状況を適時・適切に報告し、必要な指揮を受けるものとする。